

資料-1 リスク分担表(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
1	負担者の凡例	1							△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。とありますが、限定的とは具体的にどのような状況を想定していますか。	具体的な負担割合は事業契約書(案)で示します。
2	凡例								リスク分担表で、リスク負担者が市・事業者両方に△(リスクが顕在化した場合に限定的に負担する)とありますが、具体的な負担割合、負担の考え方についてご教示ください。	質問No.1の回答を参照してください。
3	No.22 契約締結リスク	1							「上記以外の理由」とは議会の否決の場合を指し、「リスク負担」は双方が費やした費用を自己負担すると言う事でしょうか。	ご理解のとおりです。
4	No.22 契約締結リスク	1							議会の否決により契約が締結できない場合は貴市または事業者のどちらの負担でしょうか。	質問No.3の回答を参照してください。
5	No.26 契約解除リスク	1							「法令の新設、変更による場合」については、民間事業者にとってリスクコントロールができるものではないと考えますがいかがでしょうか。	法令変更の内容に応じ、協議することを想定しています。
6	No.33 物価変動リスク	2							「設計・建設期間中のインフレ・デフレのリスク負担者が双方」とは、スライド条項を採用していただけると言う事でしょうか。	入札公告以降の物価変動によるサービス購入料の改定を行うことを想定しています。サービス購入料の具体的な改定方法は、落札者決定基準(案)等の公表時に示します。
7	No.33 物価変動リスク	2							設計・建設期間中のインフレ・デフレのリスクは市・事業者が限定的に負担することとなっておりますが、設計期間中又は建設期間中において通常予測可能な範囲内のインフレ・デフレリスクは事業者のリスクとするが、入札時点で予測出来なかった主要な工事材料の日本国内における著しい価格変動を生じた場合のリスクについては市が負うとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.6の回答を参照してください。
8	No.38 不可抗力リスク	2							負担割合については、全費用のうち1/100相当額を事業者が負担し、残額を貴市が負担する、いわゆる1%ルールとの理解でよろしいのでしょうか？	具体的な負担割合は落札者決定基準(案)等の公表時に、事業契約書(案)において示します。

資料-1 リスク分担表(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
9	No.43-46 用地リスク	2							土壌汚染及び埋蔵文化財調査に関するリスクについては市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	No. 45 用地リスク	2							文化財または土壌汚染が見つかった場合の負担は貴市と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	No.50 不可抗力リスク	2							負担割合については、全費用のうち1/100相当額を事業者が負担し、残額を貴市が負担する、いわゆる1%ルールとの理解でよろしいのでしょうか？	質問No. 8の回答を参照してください。
12	No. 52 物価変動リスク	2							「維持管理・運営期間中のインフレ・デフレのリスク負担者が双方」とは、スライド条項を採用していただけると言う事でしょうか。	維持管理・運営期間中の物価変動によるサービス購入料の改定を行うことを想定しています。サービス購入料の具体的な改定方法は、落札者決定基準(案)等の公表時に示します。
13	No. 52 物価変動リスク	2							維持管理・運営期間中のインフレ・デフレのリスクは市・事業者が限定的に負担することとなっておりますが、物価変動によるサービス対価の変更ルールをご教示ください。見直しの時期・採用する指標・見直し額の計算方法等についてもお示しください。	質問No. 12の回答を参照してください。